

〇とさしみず地域電子通貨めじか事業実施規則

令和2年8月31日規則第33号

とさしみず地域電子通貨めじか事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、土佐清水市(以下「市」という。)が発行する地域電子通貨の流通を通して、市内における経済の活性化を図るとともに、社会貢献活動を支援することを目的とする。

(発行者)

第2条 市は地域電子通貨の発行及び管理を行う。

2 地域電子通貨の運用については、地域通貨プラットフォームサービス *chicca* (チーカ) (以下「運用会社」という。)にて行うものとする。

(名称及び単位、価値)

第3条 地域電子通貨の名称及び単位、価値は次のとおりとする。

- (1) 地域電子通貨の名称 めじか
- (2) めじかの単位 SODA(ソーダ)
- (3) めじかの価値 1SODAあたり1円

(発行額)

第4条 めじかの一会計年度における発行額は、予算の範囲内とする。ただし、個人が費用を負担して発行したものについてはこの限りでない。

(発行回数及び有効期限)

第5条 めじかの発行は、市の事業に合わせて随時行うものとする。ただし、個人が費用を負担して発行するものについては随時発行できるものとする。

2 めじかの有効期限は、発行する都度、定めるものとする。ただし、個人が費用を負担して発行したものについては、有効期限を定めないものとする。

(協力店の登録等)

第6条 協力店は、市内に所在している、又は土佐清水市に関係があり、かつ、営業している店舗等であることを要件とし、店舗ごとに登録申請しなければならない。

2 協力店として登録を受けようとする者は、とさしみず地域電子通貨めじか協力店登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書を受理し、その申請内容を審査のうえ協力店として登録するか否かについて決定し、とさしみず地域電子通貨めじか協力店登録通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するとともに、協力店の証としてポスター等を交付するものとする。

(協力店の登録事項変更)

第7条 協力店は、その登録内容に変更があったときは、速やかに市長に申し出なければならない。

(協力店の登録抹消)

第8条 協力店は、第6条第3項の規定による登録を抹消するときは、抹消する日より1か月前までに市長に登録抹消を報告しなければならない。

2 市は、前項の規定に関わらず、協力店が営業していない事実を知り得た場合、登録を抹消することができる。

(めじかの使用)

第9条 めじかは、協力店においてのみ使用することができる。

2 協力店は、めじかを使用する者(以下「使用者」という。)がめじかを商品、サービス等(以下「商品等」という。)に引換えるときは、当該めじかを現金と同様に取り扱うものとする。ただし、使用者は、めじかを現金に交換することはできない。

3 協力店は、めじかと商品等の引換えに際しては、使用者に対し、釣銭を支払わないものとする。

(販売等)

第10条 めじかの販売は、市長が指定する販売所(以下「販売所」という。)において行うものとする。

2 めじかの購入は、販売所で現金により購入するものとする。

3 販売所は、めじか購入者から受領した代金を受領した月の翌月の末日までに市の指定口座へ納入するものとする。

(販売所の指定)

第11条 販売所の指定を受けようとする者は、協力店(第6条第3項の規定により、市長がめじかを取り扱う店舗等として適当と認めたものをいう。以下同じ。)として登録されたいうえで指定申請するものとする。

2 前項の指定申請をする者は、とさしみず地域電子通貨めじか販売所指定申請書(様式第3号)、及びとさしみず地域電子通貨めじか販売所誓約書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項で規定する申請書を受領し、その申請内容を審査のうえ販売所として指定するか否かについて決定し、とさしみず地域電子通貨めじか販売所指定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

4 指定された販売所は、その申請内容に変更があったときは、速やかに申し出なければならない。

(めじかの換金)

第12条 市は協力店が商品等の対価として受け取っためじかの換金について、市が運用会社の実績を確認したうえで、当該換金額を協力店が指定する口座に振込むものとする。

(めじかポイントの譲渡)

第13条 めじかで所有するポイントを譲渡する者、若しくは譲渡を受ける者は、とさしみず地域電子通貨めじかポイント譲渡申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

い。

2 めじかポイントの譲渡は、同一世帯者若しくは、後見人制度対象者に限るものとする。

(めじかの再発行)

第14条 めじかの再発行を受けようとする者は、とさしみず地域電子通貨めじか再発行申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(アプリ型への切替え)

第15条 めじかをカード型からスマートフォンアプリ型に切替えを行う者は、とさしみず地域電子通貨めじかアプリ切替え申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(禁止)

第16条 何人もめじかを偽造し、不正に使用し、又は転売してはならない。

(めじか決済専用スマートフォンの貸出し)

第17条 協力店は、めじかの決済専用スマートフォンを必要とする場合、とさしみず地域電子通貨めじか決済専用スマートフォン借用申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市は、当該申請者のスマートフォンの必要性を審査したうえで、必要であると判断した場合は、スマートフォンを貸し出すことができる。

3 市は、スマートフォンを貸し出す場合、とさしみず地域電子通貨めじか決済専用スマートフォン貸出書(様式第10号)により当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のとさしみず地域電子通貨めじか事業実施規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)
 様式第1号(第6条関係)

年 月 日

土佐清水市長 様

(申請者)
 事業所名
 代表者

㊟

とさしみず地域電子通貨めじか協力店登録申請書

とさしみず地域電子通貨めじか協力店として登録したいので、とさしみず地域電子通貨めじか事業実施規則に基づき申請します。

記

1 協力店の申請内容

事業者情報	フリガナ													
	事業者名													
	所在地	〒												
	電話番号													
協力店情報	フリガナ													
	協力店名													
	所在地	〒 -												
	代表者氏名					電話番号								
	業種	飲食		宿泊		物販		体験		観光		その他のサービス		
	プレミアム特典	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		特典内容										
指定口座	金融機関 <small>(ゆうちょ銀行を除く)</small>	銀行・金庫				本店・支店				農協・信漁連		支所・出張所		
	口座	種別				口座番号 ※右詰めでご記入ください。								
		<input type="checkbox"/> 普通預金		<input type="checkbox"/> 当座預金										
	フリガナ													
	口座名義													
	ゆうちょ銀行	通帳記号				通帳番号※右詰めでご記入ください。				(フリガナ)				
								口座名義						
	1				0	*								

※口座名義は、通帳に記載されている名義を記入してください。

様式第1号(第6条関係) 別紙

1 担当者名	※記入がない場合は、代表者名になります。
2 担当者連絡先	
3 メールアドレス	※メールアドレスは必ず入力してください。
4 協力店URL (ホームページ)	
5 協力店PR文 ※150文字程度 ※めじか紹介サイトに掲載する文章になります。	
6 営業時間	
7 定休日	

【重要】

提供依頼資料：協力店外観・内観・おすすめ商品などの画像データ（最大5枚まで）
CD-R又は、インターネットの大容量オンラインストレージサービスで
下記メールアドレスにお送りください。
mejica@city.tosashimizu.lg.jp

※この書類は、めじか紹介サイト及びアプリ内に協力店情報を登録するために利用します。
協力店として登録される予定の事業所は、必ずご提出ください。

様式第2号(第6条関係)
様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

土佐清水市長

㊟

とさしみず地域電子通貨めじか協力店登録通知書

年 月 日付で申請のあったとさしみず地域電子通貨めじか協力店の登録について、とさしみず地域電子通貨めじか事業実施規則に基づき下記のとおり通知します。

記

以下のとおり登録する。

協力店登録年月日	年 月 日
協力店番号	
協力店名	
代表者氏名	
所在地	〒 -
備考	※協力店登録年月日以降、めじか協力店として、めじかの利用が可能となります。

様式第3号(第11条関係)

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

土佐清水市長 様

(申請者)
事業所名
代表者

印

とさしみず地域電子通貨めじか販売所指定申請書

とさしみず地域電子通貨めじか販売所として指定を受けたいので、とさしみず地域電子通貨めじか事業実施規則に基づき申請します。

記

事業所名	
業種	飲食 宿泊 物販 体験 観光 その他のサービス
所在地	〒 —
連絡先	
担当者	

様式第4号(第11条関係)

様式第4号(第11条関係)

とさしみず地域電子通貨めじか販売所誓約書

土佐清水市長 様

年 月 日

事業所名

代表者住所

代表者氏名

印

とさしみず地域電子通貨めじか販売所として、下記事項について同意いたします。

1. とさしみず地域電子通貨めじか（以下、「めじか」という。）販売所は、土佐清水市（以下、「市」という。）が、市税等納付状況に関する情報について確認し、滞納が発覚した場合は、完納するまでの間、めじか販売が停止される。
2. めじか販売所は、めじか販売代金を、市が指定する日に、市が指定する口座より振替する。
3. めじか販売所の代表者世帯は、自己が経営するめじか販売所では、めじかを購入しない。
4. めじか販売所は、残高不足等によりめじか販売代金が指定口座より振替ができなかった場合は直ちにめじか販売を停止される。また、市に状況等を報告するとともに未納額全額を速やかに納付する。未納額が完納されるまでの間、めじか販売を停止される。
5. めじか販売所は、1～4に規定する事項を遵守できない場合、めじか販売所より除外される。
6. めじか販売所は、めじか販売代金が指定口座より振替できないことが繰り返される場合は、めじか協力店より除外される。

※市税等

法人市民税・市県民税・固定資産税・軽自動車税・入湯税・水道料

市営住宅家賃・住宅資金貸付金・奨学資金貸付金・保育料・学校給食費

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

様

土佐清水市長

Ⓜ

とさしみず地域電子通貨めじか販売所指定通知書

年 月 日付で申請のあったとさしみず地域電子通貨めじか販売所の指定について、とさしみず地域電子通貨めじか事業実施規則に基づき下記のとおり通知します。

記

以下のとおり指定します。

指定年月日	年 月 日
指定番号	
事業所名	
代表者氏名	
所在地	〒 -
備考	※指定年月日以降、めじか販売所として、めじかの販売が可能となります。

様式第6号(第13条関係)

様式第7号(第13条関係)

とさしみず地域電子通貨めじかポイント譲渡申請書

(申請者) (太枠内を記入してください。)

申請年月日		氏名	
年 月 日		⑩ ※署名の場合、押印は不要です。	
住所		〒	—
		連絡先	1.自宅 2.携帯 — —

(統合者) (太枠内を記入してください。)

フリガナ		性別	申請者との続柄	生年月日
氏名		男 女	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 世帯人 <input type="checkbox"/> 代理人 続柄 []	年 月 日
ポイントを統合するめじかのID				

ポイントを譲渡するめじかのID	名前	年齢	統合者との続柄	同意自書欄 ※未成年の場合、保護者が記入

申請人 本人確認	済・未(年 月 日 通知)
	免許証・原簿・保険証・個人番号カード・住基カード・その他 []

様式第7号(第14条関係)

様式第8号(第14条関係)

とさしみず地域電子通貨めじか再発行申請書

(申請者)(太枠内を記入してください。)

申請年月日	フリガナ	⑩ ※署名の場合、押印は不要です。
年 月 日	氏 名	
	連絡先	
住 所	〒 — —	

(再交付を申請するめじか)(太枠内に記入してください。)

フリガナ		性別	申請者との続柄	生年月日
氏 名		男 女	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 世帯人 <input type="checkbox"/> 代理人 続柄 []	年 月 日
めじかのID			再交付 めじかのID	
再交付の理由	<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> その他 ()			

申請人	済・未(年 月 日 通知)
本人確認	免許証・印章・保険証・個人番号カード・住民カード・その他 []

様式第8号(第15条関係)

様式第9号(第15条関係)

とさしみず地域電子通貨めじかアプリ切替え申請書

(申請者)(太枠内を記入してください。)

申請年月日	届出人	フリガナ	氏名
年 月 日		氏 名	④ ※署名の場合、押印は不要です。
		連絡先	連絡先 1.自宅 2.携帯
住 所	〒 —		

(アプリへ切替え申請するめじか)(太枠内に記入してください。)

フリガナ		性別	申請者との続柄	生 年 月 日
氏 名		男 女	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 世帯人 <input type="checkbox"/> 代理人 続柄 []	年 月 日
アプリに切り替えた 携帯電話番号				
めじか アプリ ID		めじか カード ID		

申請人	済・未(年 月 日 通知)
本人確認	免許証・保険証・保険証・個人番号カード・住民カード・その他 []

様式第9号(第17条関係)

第10号様式(第17条関係)

年 月 日

土佐清水市長 様

(申請者)

事業所名

代表者

印

とさしみず地域電子通貨めじか決済専用スマートフォン借用申請書

とさしみず地域電子通貨めじかのカード型協力店として、決済時に必要となるスマートフォンを借用したく申請します。

なお、使用にあたっては、下記の注意事項を遵守の上、借用することを約束いたします。

記

事業所名	
業種	
所在地	〒 ー
連絡先	
担当者	

※借用上の注意事項

1. 「めじか」の業務以外に使用しないこと。
2. 使用者は、貸出スマートフォンの管理を使用者の責任をもって行い、問題が生じた場合、速やかに市に報告の上、使用者の責任において対処のうえ、その責任を負うこと。
3. 不正な使用が認められた場合、市は使用者に対して是正を求める。
4. 不正な使用で生じた費用は、使用者の責任において負担する。
5. 貸出スマートフォンの利用が不要となった場合は、速やかに市に返却しなければならない。
6. 貸出スマートフォンの返却は、使用者が市に直接返却すること。

様式第10号(第17条関係)

様式第11号(第17条関係)

年 月 日

様

土佐清水市長



とさしみず地域電子通貨めじか決済専用スマートフォン貸出書

とさしみず地域電子通貨めじかのカード型協力店として、決済時に必要となるスマートフォンを貸出します。
なお、使用にあたっては、下記の注意事項を遵守の上、利用してください。

記

協力店番号	
協力店名	
貸出スマートフォン 電話番号	
貸出期間	貸出日 ~
注意事項	<ol style="list-style-type: none">1. 「めじか」の業務以外に使用しないこと。2. 使用者は、貸出スマートフォンの管理を使用者の責任をもって行い、問題が生じた場合、速やかに市に報告の上、使用者の責任において対処のうえ、その責任を負うこと。3. 不正な使用が認められた場合、市は使用者に対して是正を求める。4. 不正な使用で生じた費用は、使用者の責任において負担する。5. 貸出スマートフォンの利用が不要となった場合は、速やかに市に返却しなければならない。6. 貸出スマートフォンの返却は、使用者が市に直接返却すること。